

デマンド型乗合タクシー運行業務委託仕様書（沖美南部線）

1 目的

バス路線から離れている、あるいは利用したい時間帯に路線バスが運行していない等の理由により、公共交通を利用しづらい地域において、路線バスに代わる交通手段としてデマンド型乗合タクシー（以下「デマンドタクシー」という。）による運行を、江田島市公共交通協議会（以下「協議会」という。）から交通事業者（以下「事業者」という。）に委託して実施するものである。

2 運行区域

運行区域は次のとおりとし、区域内における主なルートは別紙図面によるものとする。
三吉～高祖～美能～是長～畑～岡大王～鹿川～中町

3 運行期間及び運行日数

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの期間中における月曜日から土曜日まで。ただし、祝祭日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）は運休とする。

（運行日数）

H30. 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
24 日	24 日	26 日	25 日	26 日	23 日	26 日
11 月	12 月	H31. 1 月	2 月	3 月	計	
24 日	23 日	23 日	23 日	25 日	292 日	

4 運行内容

- (1) 車両は乗車定員 10 名のものとする。車両には、予約型乗合タクシーであることがわかるように表示すること
- (2) 予備車両（乗車定員 10 名以下の車両）を数台確保し、定員を超える予約があった場合などには、予備車両による適切な対応を行うこととする。
- (3) 運行方法は、予約があった者を最寄りの乗車地点から目的地まで送迎するものとする。その際、予約締切時刻までの利用の予約状況により、適切なルートで運行することとする。
- (4) 各便の運行開始 1 時間前までに予約がない場合は、その便の運行は行わないものとする。ただし、運行開始 1 時間前が 8 時よりも前になる場合は、これを前日 17 時までと読み替える。

5 利用料金

- (1) 乗車区域内での乗り降りは、1 人 1 回 300 円、小学生以下は半額の 150 円とする。
- (2) 障害者割引として、障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方には、運賃を半額に割引くこととする。また、手帳に「介護」のスタンプがある場合は、介護者 1 人までを同様に半額に割引く。
- (3) デマンドタクシーの利用料金は、運転手が利用者から現金で直接徴収する。ただし定例的に乗ることを事前に予約されている利用者に対しては、確実に収受できることを条件として、月末にまとめて徴収することができる。また、障害者割引適用者に対しては、障害者手帳を確認したうえで、障害者割引後の額を徴収する。

6 協議会への報告

- (1) 運行距離、利用者数及び料金収入について、日報を作成する。また、日報は運行日

別に作成し、1か月をまとめたものを月報とする。

- (2) 月報は翌月 5 日までに、遅滞なく協議会へ報告するものとする。ただし、報告期限が土日祝祭日や年末年始にあたる場合は、その翌日までとする。なお、月中途においても、協議会が必要とする場合は、事業者は協議会へ日報を提出することとする。

7 予約受付方法

- (1) デマンドタクシーの予約は、口頭、電話またはファクシミリにより受け付けるものとする。
- (2) 予約は、当日の各便の運行開始 1 時間前までに受け付けるものとする。ただし、予約受付時間は原則として 8 時から 17 時までとする。このため、運行開始が 9 時よりも前になる便については、前日 17 時までに受け付けるものとする。
- (3) 予約時に氏名（複数の場合は代表者のみでも可）、利用する便、乗降場所及び連絡先電話番号を確認し、乗車時に運転手は、乗客から行き先及び復路予約の確認を行うこととする。
- (4) 利用者から、当日の予約内容の変更又は取り止めの連絡があった場合は、間違いのないよう誠実に対応することとする。
- (5) 事業者は事務所内に予約受付ができる体制を確保することとし、一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の予約と混合しないよう、利用者に確認を行うこととする。

8 運行ダイヤ

- (1) デマンドタクシーの運行ダイヤの目安は次のとおりとする。なお、運行ダイヤは予約状況などにより臨機応変に対応することとする。

①能美方面行き（三吉→高祖→美能→是長→畑→岡大王→鹿川→中町）

便	三高棧橋	美能	林山上	是長	大王	是長口	中町棧橋	温泉・おおたに
1	8:13	8:20	8:31	8:37	8:44	8:49	8:55	8:58
2	9:37	9:44	9:55	10:01	10:08	10:13	10:19	10:22
3	13:23	13:30	13:41	13:47	13:54	13:59	14:05	14:08
4	15:38	15:45	15:56	16:02	16:09	16:14	16:20	16:23

②三高方面行き（中町→鹿川→岡大王→畑→是長→美能→高祖→三吉）

便	温泉・おおたに	中町棧橋	是長口	大王	是長	林山上	美能	三高棧橋
1	-	-	-	7:33	7:40	7:46	7:57	8:04
2	8:59	9:02	9:08	9:13	9:20	-	9:30	9:37
3	12:00	12:03	12:09	12:14	12:21	12:27	12:38	12:45
4	14:08	14:11	14:17	14:22	14:29	14:35	14:46	14:53
5	16:23	16:26	16:32	16:37	16:44	16:50	17:01	17:08

- (2) 事業者は、自らが運行するデマンドタクシーのダイヤを広く周知するとともに、接続する公共交通機関のダイヤ情報等の提供（車内掲示など）に努めるものとする。
- (3) 事業者は、自らが運行するデマンドタクシーのダイヤの遅延、休止及び中止等の情報を利用者へ速やかに周知するよう努めるものとする。
- (4) 前号の情報については、接続する公共交通機関へ速やかに連絡するよう努めるものとする。
- (5) 接続する公共交通機関からダイヤの遅延等の連絡を受けた事業者は、自らが運行するデマンドタクシーのダイヤに影響が生じない範囲において、デマンドタクシーを待機させ、乗客の乗継が安全かつ円滑に行えるよう努めるものとする。

9 利用促進

- (1) 事業者は利用促進に向けて常に努力することとし、協議会から利用促進に向けた要請があった場合は速やかに対応することとする。
- (2) 利用者が運賃や利用方法などが分かるよう、チラシ等を車両内に掲示することとする。
- (3) 利用者が「また次も利用したい」と思われるようにサービスを充実することとする。

10 バスロケーションシステム

- (1) 協議会は、デマンドタクシーの運行に関する情報をシステムと連携して利用者へ案内するため、バスロケーションシステム（以下、「BUS i t」という。）を導入することとする。
- (2) 事業者は、BUS i tで必要とする事業者のプローブデータ（実際の走行で得られたデータ）を提供するため、運行車両にBUS i t車載器を搭載することとする。
- (3) 前号のBUS i t車載器は協議会が所有し、事業者に無償で貸与する。また、BUS i t車載器の通信費用については、協議会で負担するものとする。
- (4) 事業者は、BUS i t運営事業者である株式会社タウンクリエーション（以下、「バスロケ事業者」という。）に対し、第2号に規定するプローブデータを提供するものとする。
- (5) 前号のプローブデータは、バスロケ事業者が運営管理するものとする。

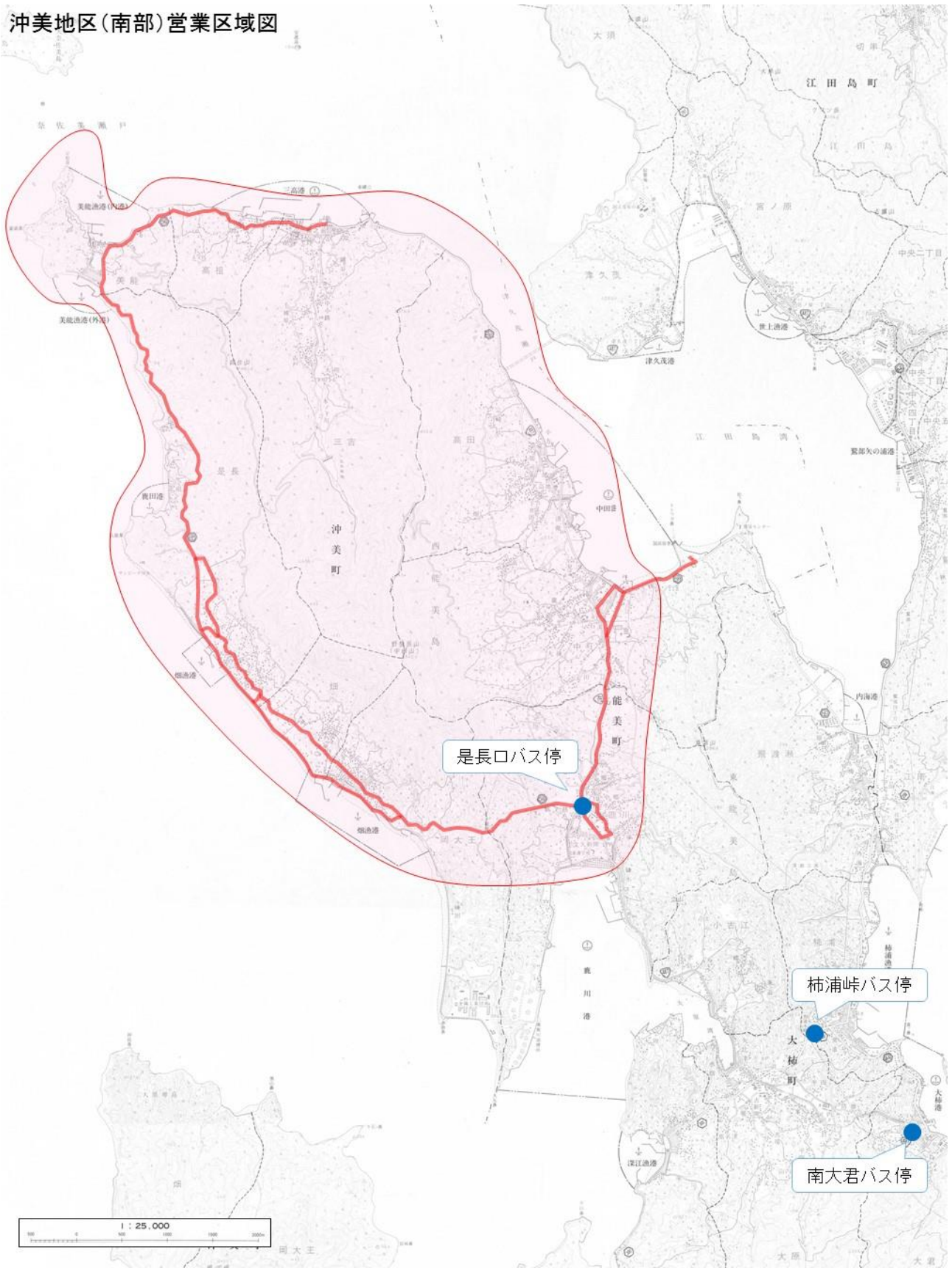
11 業務遂行上の注意事項

- (1) 本業務の運行に当たる乗務員は、法令を遵守し交通安全に万全を期するとともに、利用者に対して誠意をもって対応しなければならない。
- (2) 運行中の車両故障又は事故など事業者の帰すべき事由により運行を中止又は中断した場合は、事業者は直ちに協議会へ報告するとともに、予備車両又は交代の乗務員を確保するなど、業務に支障をきたすことのないように努めるものとする。
- (3) 天災等やむを得ない事情により、予定していた運行を中止する場合は、速やかに広島運輸支局及び協議会へ報告するとともに、予約していた利用者へ連絡することとする。
- (4) 運行中に事故が発生した場合は、まず人命救助を最優先に行い、救急車手配・警察通報・保険会社への連絡などの初期対応を事業者が責任をもって行ったうえで、広島運輸支局及び協議会へ内容報告を行うものとする。
- (5) 事業者は、運行中の事故について誠実に対応するため、本事業に使用する車両に対し、以下の補償金額以上の任意保険又は任意共済に加入するものとする。
 - ① 対人賠償 無制限
 - ② 対物賠償 無制限
 - ③ 搭乗者障害 入院1万5千円以上／人・日
 - ④ 通院 1万円以上／人・日
 - ⑤ 死亡・後遺障害 1千万円以上／人（5千万円以上／事故）
- (6) ジャンボ車両に係る経費は、デマンド交通のために協議会から支出するものであるため、事業者はこれをデマンド交通の目的外に使用することはできない。

12 その他

この仕様書に定めるもののほか、デマンドタクシー運行業務に関して必要な事項は、協議会及び事業者の双方による協議により別途定めるものとする。

沖美地区(南部)営業区域図



別記

業務委託料（平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで）

本運行業務における業務委託料の額は、次に掲げる運行費用、車両経費及びその他経費の合計とする。

なお、本運行業務に対し、国庫補助金等が交付された場合は、当該金額を返納するものとする。

○運行費用

運行費用＝（月額委託料＋追走委託料）×1.08－（徴収した利用料金月計額×1/2）

ただし、運行費用がマイナスになる場合は0円とする。

【月額委託料】（消費税及び地方消費税は別途算定）

月額委託料 1日当たり人件費×1月当たり契約日数

1日当たり人件費 @15,105×9h/8h =16,994円（1円未満切上げ）

ただし、運行がない便は、1日当たり人件費の20%を減ずるものとする（1円未満切上げ）。

【追走委託料】（消費税及び地方消費税は別途算定）

1回の乗車予約が10名以上あった場合の小型タクシーによる追走については、追走回数に対し、月額委託料の1/4を支払う。

1回当たり追走委託料 16,994円×1/4=3,777円（1円未満切上げ）

○車両経費（消費税及び地方消費税を含む）

車両リース代は月額を支払うものとし、車両整備費については事前に協議会が認めたものについて、その実費を支払う（車両整備費については、費用や整備内容が分かる書類の写しを添付すること）。

○その他経費（消費税及び地方消費税を含む）

その他経費＝任意保険料実費＋臨時経費

※車両リース契約及び任意保険契約の更新があった場合は、契約書及び支払予定表の写しを協議会に提出すること。